

○ 経済産業省
環境省 告示第五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年 経済産業省 令第七
環境省

号）第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年 内閣府、
外務省、財務省、農
厚生労働省、環
国土交通省、環

務省、法務省、
林務省、文部科学省、
水産省、経済産業省、
環境省、防衛省、
令第二号）第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七に基

づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす
程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境
大臣及び経済産業大臣が定める係数を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣 宮沢 洋一

環境大臣 望月 義夫

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項の規定に基づき、国

際標準化機構の規格八一七に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、次の表一の中欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

ただし、特定製品の冷媒として使用するために同表の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び同表の中欄に掲げる物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、次の表二の中欄に掲げるとおりとし、告示係数は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表一

1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4750
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10900
3	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6130
4	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	10000
5	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7370
6	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1810
7	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	77
8	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	609
9	R-142b (1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン)	2310
10	R-23 (トリフルオロメタン)	14800
11	R-32 (ジフルオロメタン)	675
12	R-125 (1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン)	3500
13	R-134a (1,1,1,2-テトラフルオロエタン)	1430
14	R-143a (1,1,1-トリフルオロエタン)	4470
15	R-152a (1,1-ジフルオロエタン)	124

1 6	R - 2 2 7 e a (1 · 1 · 1 · 2 · 3 · 3 · 3 - ヘプタフルオロプロパン)	3 2 2 0
1 7	R - 2 3 6 f a (1 · 1 · 1 · 3 · 3 · 3 - ヘキサフルオロプロパン)	9 8 1 0
1 8	R - 2 4 5 f a (1 · 1 · 1 · 3 · 3 - ペンタフルオロプロパン)	1 0 3 0

表二

1	R - 4 0 9 A	1 5 8 0
2	R - 4 0 9 B	1 5 6 0
3	R - 4 0 4 A	3 9 2 0
4	R - 4 0 7 A	2 1 1 0
5	R - 4 0 7 B	2 8 0 0
6	R - 4 0 7 C	1 7 7 0
7	R - 4 0 7 D	1 6 3 0
8	R - 4 0 7 E	1 5 5 0
9	R - 4 0 7 F	1 8 2 0
1 0	R - 4 1 0 A	2 0 9 0
1 1	R - 4 1 0 B	2 2 3 0

1 2	R - 4 2 1 A	2 6 3 0
1 3	R - 4 2 1 B	3 1 9 0
1 4	R - 4 2 3 A	2 2 8 0
1 5	R - 4 2 5 A	1 5 1 0
1 6	R - 4 2 7 A	2 1 4 0
1 7	R - 4 4 2 A	1 8 9 0
1 8	R - 5 0 7 A	3 9 9 0
1 9	R - 5 1 2 A	1 8 9
2 0	R - 5 0 1	4 0 8 0
2 1	R - 5 0 2	4 6 6 0
2 2	R - 5 0 0	8 0 8 0
2 3	R - 4 0 1 A	1 1 8 0
2 4	R - 4 0 1 B	1 2 9 0
2 5	R - 4 0 1 C	9 3 3
2 6	R - 4 0 8 A	3 1 5 0
2 7	R - 4 1 5 A	1 5 1 0

28	R-415B	546
29	R-420A	1540
30	その他のフロン類	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格八一七に基づく当該混合冷媒中の当該物質の混和の割合に、当該物質に係る表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる

	値を算定し、 当該物質ごと に算定した値 を合計して得 た値（一未満 の端数がある ときは、その 端数を四捨五 入して得た値 ）
--	---